別表第一（死亡廃用共済）

共済目的の種類	区分	
牛	搾乳牛	満二十四月齢以上の乳牛の雌であって、搾乳の用に供されるもの
	繁殖用雌牛	満二十四月齢以上の肉用牛の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成乳牛（子牛等選択あり）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛（子牛等選択なし）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	育成・肥育牛（子牛等選択あり）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛（子牛等選択なし）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種種雄牛	種雄牛であって、乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	繁殖用雌馬	満三十六月齢以上の馬の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成・肥育馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚
	特定肉豚	群単位肉豚以外の肉豚
	群単位肉豚	農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四条に規定する肉豚

別表第二（疾病傷害共済）

共済目的の種類	区分	
牛	乳用牛（子牛選択あり）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）
	乳用牛（子牛選択なし）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	肉用牛（子牛選択あり）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）
	肉用牛（子牛選択なし）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）

乳用種種雄牛		種雄牛であって、乳用種に属するもの
肉用種種雄牛		種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	一般馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

○農林水産省告示第六百二十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二条第一項の規定に基づき、同項の負担金交付区分を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項の農林水産大臣が定める共済関係の区分は、次の表の上欄に掲げる共済事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

共済事業の種類	負担金交付区分	
農作物共済	第一交付区分	水稲及び陸稲に係る共済関係
	第二交付区分	麦に係る共済関係
果樹共済	第一交付区分	全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。） 全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。） 半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）（短縮方式（規則第百三十七条第二項の申出に係る共済関係をいう。以下同じ。）及び特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。） 地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。） 災害収入共済方式（規則第百十九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。） 樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。）（短縮方式及び特定危険方式を除く。） 樹体共済の共済関係
	第二交付区分	半相殺方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。） 樹園地方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。）
畑作物共済	第一交付区分	ばれいしょ（秋植えのものに限る。）、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る共済関係
	第二交付区分	ばれいしょ（春植えのものに限る。）及びホップに係る共済関係